

第5号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年1月18日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号及び第二号中「公民権行使等休暇」の下に「、出生サポート休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説 明）

出生サポート休暇制度を新設するため、本案を提出いたします。

(案)

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(特別休暇)</p> <p>第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>一 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、<u>妊娠出産休暇</u>、<u>妊娠症状対応休暇</u>、<u>母子保健健診休暇</u>、<u>妊婦通勤時間</u>、<u>育児時間</u>、<u>出産協力休暇</u>、<u>生理休暇</u>、<u>慶弔休暇</u>、<u>災害休暇</u>、<u>夏季休暇</u>、<u>ボランティア休暇</u>、<u>子の看護休暇</u>及び<u>短期の介護休暇</u></p> <p>二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、<u>妊娠出産休暇</u>、<u>妊娠症状対応休暇</u>、<u>母子保健健診休暇</u>、<u>妊婦通勤時間</u>、<u>育児時間</u>、<u>出産協力休暇</u>、<u>生理休暇</u>、<u>慶弔休暇</u>、<u>災害休暇</u>、<u>夏季休暇</u>、<u>ボランティア休暇</u>、<u>リフレッシュ休暇</u>、<u>子の看護休暇</u>及び<u>短期の介護休暇</u></p> <p>2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p> <p>(略)</p> <p><u>付 則（令和四年●月●日条例第●号）</u></p> <p><u>この条例は、令和四年四月一日から施行する。</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>一 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、<u>妊娠出産休暇</u>、<u>妊娠症状対応休暇</u>、<u>母子保健健診休暇</u>、<u>妊婦通勤時間</u>、<u>育児時間</u>、<u>出産協力休暇</u>、<u>生理休暇</u>、<u>慶弔休暇</u>、<u>災害休暇</u>、<u>夏季休暇</u>、<u>ボランティア休暇</u>、<u>子の看護休暇</u>及び<u>短期の介護休暇</u></p> <p>二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、<u>妊娠出産休暇</u>、<u>妊娠症状対応休暇</u>、<u>母子保健健診休暇</u>、<u>妊婦通勤時間</u>、<u>育児時間</u>、<u>出産協力休暇</u>、<u>生理休暇</u>、<u>慶弔休暇</u>、<u>災害休暇</u>、<u>夏季休暇</u>、<u>ボランティア休暇</u>、<u>リフレッシュ休暇</u>、<u>子の看護休暇</u>及び<u>短期の介護休暇</u></p> <p>2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>